



栃木県公報

平成30(2018)年
4月13日(金)
第2977号

目次

告 示

○指定代理納付者の指定	317
○産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請	318
○栃木県保健医療計画の変更	319
○児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定	321
○児童福祉法による指定通所支援の事業の廃止	323
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定	323
○児童相談所に置く児童福祉司の数	324
○児童相談所に置く指導及び教育を行う児童福祉司の数	324
○道路の区域の変更	324
○道路の供用開始	325
○建築基準法による道路の位置指定	325

公 告

○土地改良区役員の退就任	326
○公共測量の実施	328
○公共測量の終了	328
○同	328
○同	329

教育委員会

○平成31(2019)年度栃木県立中学校入学者選考要項	329
○平成31(2019)年度栃木県立高等学校入学者選抜要項	330
○平成31(2019)年度栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜要項	332

告 示

栃木県告示第209号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定により次のとおり指定代理納付者を指定したので、栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第52条の2第2項の規定により告示する。

平成30(2018)年4月13日

栃木県知事 福田 富一

I

- 1 指定代理納付者の主たる事務所の所在地及び名称
 - (1) 主たる事務所の所在地
東京都千代田区紀尾井町1番3号
 - (2) 名称
ヤフー株式会社
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入の種類
ふるさと“とちぎ”応援寄附金
- 3 指定期間

平成30 (2018) 年 4 月 1 日から平成31 (2019) 年 3 月 31 日まで

II

1 指定代理納付者の主たる事務所の所在地及び名称

(1) 主たる事務所の所在地

東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号

(2) 名称

ヤフー株式会社

2 指定代理納付者に納付させる歳入の種類

自動車税

不動産取得税

個人事業税

3 指定期間

平成30 (2018) 年 4 月 1 日から平成31 (2019) 年 3 月 31 日まで

(税務課)

栃木県告示第210号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、同項の規定により当該申請に係る書類を縦覧に供するので、同条第6項の規定により、利害関係を有する者は、平成30 (2018) 年 5 月 28 日までに栃木県県北環境森林事務所長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成30 (2018) 年 4 月 13 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

栃木県 知事 福田 富一

栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 20 号

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

栃木県那須郡那珂川町大字和見字備中沢1766番 1 外

3 産業廃棄物処理施設の種類

最終処分場（管理型）

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん及び産業廃棄物を処分するために処理したもの

5 申請年月日

平成30 (2018) 年 4 月 6 日

6 縦覧場所

栃木県環境森林部廃棄物対策課、栃木県県北環境森林事務所及び那珂川町生活環境課

7 縦覧期間

平成30 (2018) 年 4 月 13 日から同年 5 月 14 日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

8 縦覧時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

9 意見書の記載事項

(1) 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所

- (4) 産業廃棄物処理施設の設置に関する利害関係の内容
- (5) 生活環境の保全上の見地からの意見

（廃棄物対策課）

栃木県告示第211号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6の規定により栃木県保健医療計画（平成25年栃木県告示第150号）を変更したので、同法第30条の4第16項の規定により変更後の栃木県保健医療計画の概要を次のとおり公示する。

なお、変更後の計画書は、栃木県保健福祉部医療政策課及び各健康福祉センターに備えて一般の縦覧に供する。

平成30（2018）年4月13日

栃木県知事 福田 富一

栃木県保健医療計画

第1 計画策定の趣旨

保健医療を取り巻く環境の変化や医療サービス提供体制の制度改革などの新たな課題に対応するため、現行の計画を見直し、栃木県保健医療計画（7期計画）を策定することとした。

第2 計画の基本理念

基本理念として、「質の高い医療を効率的に提供する体制を確保するとともに、保健・介護・福祉サービスと一体的に提供することによる、誰もが住み慣れた地域において健康で、安心して暮らすことができる環境づくり」を掲げ、県民の視点に立ち、安全で質の高い医療を効率的に提供できる体制の整備充実を図るとともに、県民誰もが住み慣れた地域において健康で、安心して暮らすことができる社会の実現を目指して、計画を推進する。

第3 計画の位置づけ

この計画は、次の性格を持つものである。

- 1 本県の保健医療に関する基本的な指針となる計画であること。
- 2 医療法第30条の4第1項の規定に基づく計画であること。
- 3 栃木県重点戦略「とちぎ元気発信プラン」を踏まえた計画であること。
- 4 栃木県医療費適正化計画、栃木県高齢者支援計画（はつらつプラン21）、栃木県健康増進計画（とちぎ健康21プラン）、栃木県がん対策推進計画、栃木県歯科保健基本計画、栃木県障害者計画（とちぎ障害者プラン21）、栃木県障害福祉計画・栃木県障害児福祉計画、とちぎ子ども子育て支援プラン、その他保健、医療、福祉に関する諸計画と調和が保たれた計画であること。

第4 計画の期間

この計画の期間は、平成30（2018）年度から平成35（2023）年度までとする。

第5 保健医療圏の設定及び基準病床数に関する事項

1 保健医療圏の設定に関する事項

医療法第30条の4第2項第12号に規定する区域（以下「二次保健医療圏」という。）及び同項第13号に規定する区域（以下「三次保健医療圏」という。）を次のとおり設定する。

二 次 保 健 医 療 圏		三 次
保健医療圏の名称	区 域	保 健 医 療 圏
県北保健医療圏	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷郡、那須郡	県 の 区
県西保健医療圏	鹿沼市、日光市	
宇都宮保健医療圏	宇都宮市	
県東保健医療圏	真岡市、芳賀郡	

県南保健医療圏	栃木市、小山市、下野市、河内郡、下都賀郡	域
両毛保健医療圏	足利市、佐野市	

2 基準病床数に関する事項

医療法第30条の4第2項第14号に規定する基準病床数を次のとおり定める。

区 分		基 準 病 床 数
療養病床及び一般病床	県北保健医療圏	2,431
	県西保健医療圏	604
	宇都宮保健医療圏	3,578
	県東保健医療圏	546
	県南保健医療圏	4,430
	両毛保健医療圏	1,979
	計	13,568
精神病床	4,328	
結核病	45	
感染症病	32	

第6 5疾病・5事業及び在宅医療の医療連携体制に関する事項

患者の立場に立って、地域の限られた医療資源を有効に活用しながら、切れ目なく適切な医療の提供がなされる「医療連携体制」の構築を図る。

特に県民の健康の保持を図るため広範かつ継続的な医療の提供が必要ながん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患の5疾病、特に県民が安心して医療を受けられる体制の確保が重要である救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児救急を含む小児医療の5事業及び在宅医療について、地域ごとに医療連携体制を構築し、整備充実に努める。

構築した地域ごとの医療連携体制については、5疾病・5事業及び在宅医療のそれぞれの機能を担う具体的な医療機関名などをわかりやすく明示し、県民や患者が、地域の医療機能を理解し、病状・病期に適した質の高い医療を受けられるようにする。

※ 計画の構成

第1章 保健医療計画の基本的な事項	1 計画策定の趣旨 2 計画の基本理念 3 計画の位置づけ 4 計画の期間
第2章 栃木県の保健・医療の現状	1 地域の特性 2 人口の特性 3 受療の状況 4 医療資源の状況 5 医療費等の状況
第3章 保健医療圏と基準病床数	1 保健医療圏設定の基本的考え方 2 保健医療圏の設定 3 基準病床数
第4章 良質で効率的な医療の確保	1 住民・患者の立場に立った医療サービスの提供 2 医療機関の機能分担と連携

	<ul style="list-style-type: none"> 3 医療安全対策の推進 4 医薬品等の安全対策及び血液等の確保 5 保健医療に関する情報化の推進
第5章 5 疾病・5 事業及び在宅医療の医療連携体制	<ul style="list-style-type: none"> 1 医療連携体制の基本的な考え方 2 5 疾病の医療連携体制 3 5 事業の医療連携体制 4 在宅医療の医療連携体制
第6章 地域医療構想の取組	
第7章 各分野の医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 1 感染症 2 移植医療 3 難病 4 アレルギー疾患 5 歯科保健医療
第8章 保健・医療・介護・福祉の総合的な取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> 1 健康づくりの推進 2 高齢者保健福祉対策 3 今後高齢化に伴い増加する疾患等対策 4 障害者保健福祉対策 5 母子保健対策 6 学校における保健対策 7 職域における保健対策 8 自殺対策の推進 9 薬物乱用の防止 10 食品の安全と信頼の確保 11 健康危機管理体制の整備
第9章 保健・医療・介護・福祉を支える人材の育成確保	<ul style="list-style-type: none"> 1 医師 2 歯科医師 3 薬剤師 4 看護職員（保健師・助産師・看護師・准看護師） 5 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 6 管理栄養士・栄養士 7 獣医師 8 介護サービス従事者 9 多様な保健医療福祉サービス従事者
第10章 保健・医療・介護・福祉の連携	
第11章 計画の周知、推進体制及び進行管理・評価	<ul style="list-style-type: none"> 1 計画の周知と情報公開 2 計画の推進体制と役割 3 進行管理、計画の評価、見直し

(医療政策課)

栃木県告示第212号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり公示する。

平成30（2018）年4月13日

栃木県知事 福田 富 一

事業所番号	事業所		事業者		指定の 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地		
0950100602	グローバル キッズメソッド17	宇都宮市中戸 祭1-13-15	ハッピーライ フケア株式会 社	東京都台東 区東上野2- 22-1	平成 30 (2018) 年 3月1日	児童発達支援 放課後等デイ サービス
0950100644	S p a r k さ つき	宇都宮市針ヶ 谷町654-1	学校法人さつ き幼稚園	宇都宮市針ヶ 谷町字岡田山 297-3	平成 30 (2018) 年 4月1日	児童発達支援 放課後等デイ サービス
0950100610	ふらっと宇都 宮	宇都宮市下岡 本町4540-5	特定非営利活 動法人ふらっ と宇都宮	宇都宮市下岡 本町4540-5	平成 30 (2018) 年 4月1日	放課後等デイ サービス
0950100628	ふらっと宇都 宮ゆう	宇都宮市下平 出町899-4	特定非営利活 動法人ふらっ と宇都宮	宇都宮市下岡 本町4540-5	平成 30 (2018) 年 4月1日	放課後等デイ サービス
0950100636	グローバル キッズメソッド18	宇都宮市中今 泉3-31-8	ハッピーライ フケア株式会 社	東京都台東 区東上野2- 22-1	平成 30 (2018) 年 4月1日	児童発達支援 放課後等デイ サービス
0950100016	はびねす	宇都宮市御幸 本町4880-4	有限会社 L i v e	宇都宮市みど り野町24-12	平成 30 (2018) 年 4月1日	児童発達支援
0950400176	シュシュさか え	佐野市栄町23	特定非営利活 動法人シュ シュ	佐野市高萩町 638-1	平成 30 (2018) 年 4月1日	放課後等デイ サービス
0950500124	ちーくあっぷ J A M	鹿沼市晃望台 25センター内	一般社団法人 C H E E K U P	鹿沼市晃望台 25	平成 30 (2018) 年 4月1日	児童発達支援 放課後等デイ サービス
0950600130	ミニヨンズラ ボ	日光市芹沼 1615-3	一般社団法人 ミニヨンズ日 光	日光市芹沼 1615-3	平成 30 (2018) 年 4月1日	児童発達支援
0950800185	グローバル キッズメソッド19	小山市乙女 3-13-10	ハッピーホー ルディング株 式会社	東京都台東 区東上野2- 22-1	平成 30 (2018) 年 4月1日	児童発達支援 放課後等デイ サービス
0951300128	デイサポート ぷれじーる	那須塩原市新 南989-79	合同会社あか りプロジェクト	那須塩原市西 栄町5-9	平成 30 (2018) 年 4月1日	放課後等デイ サービス
0951300136	一般社団法人 つばさ西那須 野事業所	那須塩原市下 永田4-1316- 10	一般社団法人 つばさ	大田原市親園 824-1	平成 30 (2018) 年 4月1日	児童発達支援 放課後等デイ サービス
0951300144	サポートセン ター空くろい そ	那須塩原市上 厚崎385-1	特定非営利活 動法人障害 児・者トータ ルサポートセ ンター空	那須塩原市 大原間西1- 19-1	平成 30 (2018) 年 4月1日	児童発達支援 放課後等デイ サービス

0951600089	みのりの杜 キッズスクール 小金井	下野市小金井 119	株式会社R U N-UP	小山市天神町 1-2-10	平成30 (2018)年 4月1日	放課後等デイ サービス
0952300077	壬生町こども 発達支援セン タードリーム キッズ	壬生町壬生丁 232-3	壬生町	壬生町通町 12-22	平成30 (2018)年 4月1日	保育所等訪問 支援
0952500049	社会福祉法人 慈生会放課後 等デイサービ スエスポワール	那須町寺子乙 1994-19	社会福祉法人 慈生会	東京都中野 区江古田3- 15-2	平成30 (2018)年 4月1日	放課後等デイ サービス

栃木県告示第213号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の19第2項の規定により指定障害児通所支援事業者から指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり公示する。

平成30(2018)年4月13日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事業所		事業者		廃止の 年月日	サービス の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地		
0950100123	ふらっと宇都宮	宇都宮市下岡本町4540-5	NPO法人みらい工房	千葉県千葉市中央区生実町1821-1	平成30 (2018)年 3月31日	放課後等デイ サービス
0950100537	ふらっと宇都宮ゆう	宇都宮市下平出町899-4	NPO法人みらい工房	千葉県千葉市中央区生実町1821-1	平成30 (2018)年 3月31日	放課後等デイ サービス
0950400093	ちーくあっぷ JOLLY	佐野市富岡町 357-1 2F 南側	一般社団法人 CHEEK UP	鹿沼市晃望台 25	平成30 (2018)年 3月31日	放課後等デイ サービス
0950400101	ちーくあっぷ JOLLY	佐野市富岡町 357-1 2F 南側	一般社団法人 CHEEK UP	鹿沼市晃望台 25	平成30 (2018)年 3月31日	保育所等訪問 支援
0951300011	こども発達支援センターなすの園	那須塩原市沼野田和439	那須地区広域行政事務組合	那須塩原市沼野田和439	平成30 (2018)年 3月31日	児童発達支援 放課後等デイ サービス

栃木県告示第214号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり公示する。

平成30(2018)年4月13日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事業所		事業者		指定の 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地		
0912700283	グループホーム かがやき	市貝町市塙 4117-15	社会福祉法人 同愛会	塩谷町熊ノ木 1057-1	平成 30 (2018) 年 4 月 1 日	短期入所
0922700042	グループホーム かがやき	市貝町市塙 4117-15	社会福祉法人 同愛会	塩谷町熊ノ木 1057-1	平成 30 (2018) 年 4 月 1 日	共同生活援助

(障害福祉課)

栃木県告示第215号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第2項の規定により平成30（2018）年度における児童福祉司の数を次のとおり定めたので、告示する。

平成30（2018）年4月13日

栃木県知事 福田 富一

- 1 栃木県中央児童相談所 18
- 2 栃木県南児童相談所 15
- 3 栃木県北児童相談所 8

栃木県告示第216号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第6項の規定により平成30（2018）年度における指導及び教育を行う児童福祉司の数を次のとおり定めたので、告示する。

平成30（2018）年4月13日

栃木県知事 福田 富一

- 1 栃木県中央児童相談所 3
- 2 栃木県南児童相談所 3
- 3 栃木県北児童相談所 1

(こども政策課)

栃木県告示第217号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成30（2018）年4月13日から同年5月14日まで一般の縦覧に供する。

平成30（2018）年4月13日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 県道

路線名 一般県道 南小林栃木線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
153	前	栃木市河合町1004-4 から 栃木市室町197-3 まで	16.0～16.8	51.0	

	後	栃木市河合町1004-4 から 栃木市室町197-3 まで	17.0～24.6	51.0	
--	---	----------------------------------	-----------	------	--

II

道路の種類 県道

路線名 一般県道 羽生田鶴田線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
155	前	鹿沼市池ノ森字栃木道西348-3 から 鹿沼市池ノ森字栃木道西378まで	14.5～40.0	105.0	
	後	鹿沼市池ノ森字栃木道西348-3 から 鹿沼市池ノ森字栃木道西378まで	13.7～18.9	105.0	

栃木県告示第218号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成30（2018）年4月13日から同年5月14日まで一般の縦覧に供する。

平成30（2018）年4月13日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
153	一般県道 南小林栃木線	栃木市河合町970-3 から 栃木市河合町970-3 まで	平成30（2018）年 4月13日
153	一般県道 南小林栃木線	栃木市河合町1004-4 から 栃木市河合町197-3 まで	平成30（2018）年 4月13日
153	一般県道 南小林栃木線	栃木市室町253-2 から 栃木市室町253-2 まで	平成30（2018）年 4月13日
155	一般県道 羽生田鶴田線	鹿沼市池ノ森字栃木道西420-1 から 鹿沼市池ノ森字栃木道西378まで	平成30（2018）年 4月13日

（道路保全課）

栃木県告示第219号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により次のとおり道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。

平成30（2018）年4月13日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類	道路の位置	道路の延長 及び幅員	指 定 年 月 日	所 管 の 土 木 事 務 所
法第42条第1項第5号の規定による道路	那須郡那須町大字高久乙字道上594-202、 594-209、594-210、594-211、594-212、 594-213、594-214、594-215、594-221、	延長58.76m 幅員4.65m	平 成 30 (2018) 年 1 月 4 日	大 田 原 土 木 事 務 所

594-231、594-278 の 各 一 部、594-277、594-279			
那須郡那須町大字高久乙字道上593-146、593-231、593-232、593-233、593-234、593-235、593-236、593-237、593-238、593-239、593-240、593-241、593-242、593-243、593-244、593-310、593-330、593-337、593-338の各一部	延長101.53m 幅員4.66m	平成 30 (2018) 年 1 月25日	大 田 原 土 木 事 務 所
那須郡那須町大字高久丙字北原1798-408、1798-409、1798-410、1798-411、1798-413、1798-414、1798-426、1798-427、1798-428、1798-430、1798-448、1798-460の各一部	延長109.84m 幅員4.66m～ 6.66m	平成 30 (2018) 年 1 月26日	大 田 原 土 木 事 務 所
芳賀郡益子町大字塙字中城1426- 1、1427- 1	延長42.39m 幅員6.20m	平成 30 (2018) 年 2 月 1 日	真 岡 土 木 事 務 所
那須郡那須町大字高久丙字海道下279- 3の一部	延長26.35m 幅員6.00m	平成 30 (2018) 年 2 月 2 日	大 田 原 土 木 事 務 所
那須郡那須町大字高久丙字北原1798-265、1798-270、1798-271の各一部	延長8.06m 幅員4.66m	平成 30 (2018) 年 2 月23日	大 田 原 土 木 事 務 所
塩谷郡高根沢町大字石末字西台2863-13、2863-20、2863-23、2863-24、2863-27、2863-30、2863-31、2863-32、2863-33、2863-36、2863-37	延長72.63m 幅員4.00m	平成 30 (2018) 年 2 月20日	宇 都 宮 土 木 事 務 所
塩谷郡高根沢町光陽台 4 -59- 4 の一部	延長25.19m 幅員4.3m～ 6.0m	平成 30 (2018) 年 3 月19日	宇 都 宮 土 木 事 務 所

(建築課)

公 告

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成30（2018）年 4 月13日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
大田原市 土地改良区	理 事	小 林 將 俊		大田原市中田原706	平成 30 (2018) . 3.31	
	〃	古 内 正 昭		〃 北金丸1569	〃	
	〃	伊 藤 正 義		〃 〃 903-2	〃	

理事	神立 和男		大田原市奥沢159-1	平成30 (2018). 3.31	
〃	渡邊 邦男		〃 羽田454-20	〃	
〃	山田 進一		〃 奥沢687-3	〃	
〃	伊藤 次男		〃 宇田川851-3	〃	
〃	阿久津健樹		〃 〃 980-1	〃	
〃	矢板 隆夫		〃 下石上1252	〃	
〃	鶴野 高文		〃 平沢193	〃	
〃	石崎 陽一		〃 佐久山2066	〃	
〃	中野 国男		〃 福原1727-3	〃	
〃	石崎 壽一		〃 佐久山3617	〃	
〃	加藤 茂		〃 藤沢70	〃	
〃	松本 紘雄		〃 佐久山2602	〃	
〃	磯 元一郎		〃 花園337	〃	
〃	磯 功	磯 功	〃 蜂巢750	〃	平成30 (2018). 4.1
〃	津久井勝之	津久井勝之	〃 上奥沢534	〃	〃
〃	高橋 勇丞	高橋 勇丞	〃 滝沢437	〃	〃
〃	相馬 亨	相馬 亨	〃 実取605-1	〃	〃
〃	柳田 崇夫	柳田 崇夫	〃 薄葉1517	〃	〃
〃		國井 芳雄	〃 南金丸133		〃
〃		渡邊 功一	〃 市野沢659		〃
〃		増田 悦郎	〃 羽田66		〃
〃		青木 六郎	〃 赤瀬5		〃
〃		五月女昌巳	〃 町島341		〃
〃		伊藤 優	〃 宇田川964		〃
〃		若目田日出芳	〃 上石上9-1		〃
〃		石川 正敏	〃 佐久山1306		〃
〃		玉村 德行	〃 藤沢436-4		〃
〃		永井 万也	〃 福原318-1		〃
監事	福田 尚夫		〃 滝沢240-1	平成30 (2018). 3.31	

監 事	松 本 明		大田原市薄葉2059- 1	平 成 30 (2018) . 3 . 31	
〃	鈴 木 文 男		〃 大神214	〃	
〃	助 川 悦 夫	助 川 悦 夫	〃 小滝287	〃	平 成 30 (2018) . 4 . 1
〃		矢 吹 文 男	〃 親園2666		〃
〃		森 嶋 正 紀	〃 平沢17		〃

(農地整備課)

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宇都宮市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成30 (2018) 年 4 月13日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
宇都宮市平松本町ほか3町
- 3 作業期間
平成30 (2018) 年 3 月16日から同年 8 月 2 日まで

○公共測量の終了

平成29 (2017) 年 8 月 1 日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、下野市長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成30 (2018) 年 4 月13日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（数値地形図データ作成）
- 2 作業地域
下野市全域
- 3 作業期間
平成29 (2017) 年 7 月 6 日から平成30 (2018) 年 3 月16日まで

○公共測量の終了

平成29 (2017) 年11月21日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、小山市長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成30 (2018) 年 4 月13日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（1級、2級基準点測量）

- 2 作業地域
小山市全域
- 3 作業期間
平成29（2017）年10月31日から平成30（2018）年3月23日まで

○公共測量の終了

平成29（2017）年12月8日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、茂木町長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成30（2018）年4月13日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類
公共測量（空中写真撮影）
- 2 作業地域
茂木町全域
- 3 作業期間
平成29（2017）年11月1日から平成30（2018）年3月26日まで

（監理課）

教育委員会

栃木県教育委員会告示第5号

県立学校管理規則（昭和32年栃木県教育委員会規則第2号）第16条の規定により平成31（2019）年度栃木県立中学校入学者選考要項を定めたので、次のとおり公示する。

平成30（2018）年4月13日

栃木県教育委員会教育長 宇田 貞夫

平成31（2019）年度栃木県立中学校入学者選考要項

平成31（2019）年度栃木県立中学校の入学者選考は、この要項の定めるところにより行う。ただし、この要項に定めるもののほか、入学者選考に関して必要な事項は、別に定める。

- 1 入学志願資格
県立中学校に入学を志願することのできる者は、保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。）とともに県内に居住する者又は入学時に居住する見込みの者で、平成31（2019）年3月31日までに小学校若しくはこれに準ずる学校を卒業する見込みの者若しくは義務教育学校の前期課程を修了する見込みの者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。
- 2 募集定員
募集定員は、次のとおりとし、当該募集定員に対する男女の割合は、そのいずれかが60パーセントを超えないものとする。ただし、適性がある者を選定する際、男女いずれかの割合が40パーセントに満たない場合は、この限りでない。

栃木県立宇都宮東高等学校附属中学校	105名
栃木県立佐野高等学校附属中学校	105名
栃木県立矢板東高等学校附属中学校	70名
- 3 通学区域
通学区域は、県内全域とする。
- 4 出願
 - (1) 方法
入学志願者は、入学願書、在学している小学校若しくは義務教育学校又はこれらに準ずる学校の校長が作成する学習や生活の記録等を、入学を志願する県立中学校の校長に提出するものとする。

(2) 期間

平成30 (2018) 年12月 3 日 (月) から同月 6 日 (木) までとする。

5 入学者の選考

(1) 方法

適性検査、作文及び面接の結果並びに学習や生活の記録を資料とし、6 年間の中高一貫教育で学ぶ意欲、適性等があると総合的に判断される者を入学予定者として決定するものとする。

(2) 適性検査等の期日

適性検査、作文及び面接の期日は、平成31 (2019) 年 1 月12日 (土) とする。

栃木県教育委員会告示第 6 号

県立学校管理規則 (昭和32年栃木県教育委員会規則第 2 号) 第16条及び栃木県学校通信教育に関する規則 (昭和46年栃木県教育委員会規則第 5 号) 第 8 条の規定により平成31 (2019) 年度栃木県立高等学校入学者選抜要項を定めたので、次のとおり公示する。

平成30 (2018) 年 4 月13日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

平成31 (2019) 年度栃木県立高等学校入学者選抜要項

平成31 (2019) 年度栃木県立高等学校の入学者選抜は、この要項の定めるところにより行う。ただし、この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関して必要な事項は、別に定める。

第 1 全日制課程及び定時制課程について

1 入学志願資格

高等学校に入学を志願することのできる者は、次のいずれかに該当する者で、原則として保護者とともに県内に居住する者とする。

- (1) 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- (2) 平成31 (2019) 年 3 月31日までに中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則 (昭和22年文部省令第11号) 第95条各号のいずれかに該当し、又は平成31 (2019) 年 3 月31日までに該当する見込みの者

2 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

3 通学区域

通学区域は、県内全域とする。

4 出願

- (1) 入学志願者は、全日制又は定時制の各課程ごとに 1 校 1 学科 (系・科) に限り出願するものとする。ただし、第 2 志望又は第 3 志望まで認める場合については、別に定める。
- (2) 出願に要する書類の提出期間は、全日制課程については平成31 (2019) 年 2 月20日 (水) 及び同月21日 (木) とし、定時制課程については同年 3 月12日 (火) から同月14日 (木) までとする。
- (3) 全日制課程に入学を志願した者は、出願に要する書類の提出後において、出願先の学校、学科、系及び科を平成31 (2019) 年 2 月25日 (月) 及び同月26日 (火) に、1 回に限り変更することができる。
- (4) 出願に要する書類は、在学又は出身の中学校、義務教育学校、中等教育学校又はこれらに準ずる学校の校長 (以下「中学校等の校長」という。) を経由して志願先の高等学校の校長 (以下「高等学校長」という。) に提出するものとする。ただし、中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了した後 5 年以上を経過した志願者は、志願者本人が直接志願先の高等学校長に提出するものとする。
- (5) 中学校等の校長は、入学志願者に係る調査書を志願先の高等学校長に提出するものとする。

5 学力検査等

- (1) 学力検査は、全日制又は定時制の各課程ごとに、国語、社会、数学、理科及び外国語 (英語) につい

て行う。ただし、定時制課程において、出願者が満20歳以上の者(平成31(2019)年4月1日現在)については、高等学校長の判断により学力検査を行わず、作文をもってこれに代えることができるものとする。

(2) 学力検査の期日は、全日制課程については平成31(2019)年3月6日(水)、定時制課程については同月18日(月)とする。

(3) 全日制課程については別に定める学校・学科(系・科)において面接を実施し、定時制課程については原則として面接を実施する。

(4) 実技検査については、別に定める学校・学科(系・科)において実施する。

6 入学者の選抜

(1) 高等学校教育の普及及びその機会均等の精神にのっとり、志願者のなるべく多数を入学させるものとする。

(2) 入学者の選抜は、中学校等の校長から送付された調査書その他必要な書類、学力検査の成績、さらに面接実施校及び実技検査実施校ではその結果等を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を判定して行うものとする。

7 合格者の発表

合格者の発表は、全日制課程については平成31(2019)年3月12日(火)、定時制課程については同月22日(金)とする。

8 特色選抜

特色選抜については、次に定めるところにより行う。

(1) 入学志願資格

特色選抜を志願することのできる者は、前記1に該当し、かつ、志願する高等学校が示す資格要件を満たす者とする。

(2) 募集定員

特色選抜の定員の割合については、別に公示する学校・学科(系・科)の定員の30パーセント程度を上限とし、各学校・学科(系・科)ごとに定めるものとする。ただし、栃木県立小山南高等学校のスポーツ科及び中高一貫教育に係る併設型高等学校は別に定める。なお、程度の範囲については、5パーセント以内とする。

(3) 出願

ア 全日制課程について出願するものとする。

イ 出願に要する書類の提出期間は、平成31(2019)年1月31日(木)及び同年2月1日(金)とする。

(4) 面接等

ア 全ての高等学校において、個人面接、集団面接及びこれらを併用するものの中から、各学校・学科(系・科)の特色に応じて選択したものを行う。

イ アに加えて、各高等学校は、高等学校長の判断により、作文、小論文及び学校独自検査(高等学校が独自に設定した学校作成問題、口頭試問、実技等の検査をいう。以下同じ。)のうちから、各学校・学科(系・科)の特色に応じたものを選択して行う。

ウ 面接等の期日は、平成31(2019)年2月7日(木)及び同月8日(金)とする。ただし、面接等を実施する日が一日である高等学校においては、同月7日(木)とする。

(5) 入学者の選抜

入学者の選抜は、中学校等の校長から送付された調査書、志願理由書等、面接の結果、各高等学校が必要と認めて実施する作文、小論文及び学校独自検査の結果等を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を判定して行うものとする。

(6) 合格内定者の発表

合格内定者の発表は、平成31(2019)年2月14日(木)とする。

9 フレックス特別選抜

フレックス特別選抜については、栃木県立学悠館高等学校において、次に定めるところにより行う。

- (1) 入学志願資格
前記1に準ずる。
 - (2) 募集定員
フレックス特別選抜の定員の割合は、別に定める。
 - (3) 出願
ア 定時制課程について出願するものとする。
イ 出願に要する書類の提出期間は、平成31 (2019) 年 2 月25日 (月) 及び同月26日 (火) とする。
 - (4) 面接等
ア フレックス特別選抜においては、学力検査を行わず、面接及び作文をもってこれに代えるものとする。
イ フレックス特別選抜の期日は、平成31 (2019) 年 3 月 6 日 (水) とする。
 - (5) 入学者の選抜
入学者の選抜は、中学校等の校長から送付された調査書、志願理由書、面接及び作文の結果等を資料として行うものとする。
 - (6) 合格者の発表
合格者の発表は、平成31 (2019) 年 3 月12日 (火) とする。
- 10 中高一貫教育に係る併設型高等学校の入学者の選抜
中高一貫教育に係る併設型高等学校の入学者の選抜については、特例を別に定める。
- 11 海外帰国者・外国人等の入学者の選抜
海外帰国者・外国人等の入学者の選抜については、特別の措置を別に定める。
- 第2 通信制課程について
- 1 入学志願資格
入学を志願することのできる者は、栃木県の区域内に住所を有する者（特別の事由のある者については、この限りでない。）のうち、次のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
 - (2) 平成31 (2019) 年 3 月31日までに中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
 - (3) 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当し、又は平成31 (2019) 年 3 月31日までに該当する見込みの者
 - 2 出願
出願に要する書類の提出期間は、平成31 (2019) 年 3 月12日 (火) から同月15日 (金) まで、同月18日 (月) から同月20日 (水) まで、同月22日 (金)、同月25日 (月) 及び同月26日 (火) とする。
 - 3 面接等
 - (1) 学力検査を行わず、面接等をもってこれに代えるものとする。
 - (2) 面接等の期日は、平成31 (2019) 年 3 月21日 (木) 又は同月27日 (水) のいずれかとする。
 - 4 入学者の選抜
 - (1) 高等学校教育の普及及びその機会均等の精神にのっとり、志願者のなるべく多数を入学させるものとする。ただし、通信制課程の教育課程を履修できる見込みのない者を除く。
 - (2) 入学者の選抜は、中学校等の校長から送付された調査書その他必要な書類、面接の結果等を資料として行うものとする。
 - 5 合格者の発表
合格者の発表は、平成31 (2019) 年 3 月28日 (木) とする。

(学校教育課)

栃木県教育委員会告示第7号

県立学校管理規則（昭和32年栃木県教育委員会規則第2号）第16条の規定により平成31 (2019) 年度栃木県

立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜要項を定めたので、次のとおり公示する。

平成30(2018)年4月13日

栃木県教育委員会教育長 宇田 貞夫

平成31(2019)年度栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜要項

平成31(2019)年度栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜は、この要項の定めるところにより行う。ただし、この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関して必要な事項は、別に定める。

第1 高等部の入学者選抜について

1 栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園

(1) 入学志願資格

栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園に入学を志願することのできる者は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表に掲げる障害の程度が軽度の知的障害者のうち、公共交通機関等により自力通学が可能な者であり、かつ、原則として保護者とともに県内に居住する者であって、次のいずれかに該当する者とする。

ア 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

イ 平成31(2019)年3月31日までに中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条各号のいずれかに該当し、又は平成31(2019)年3月31日までに該当する見込みの者

(2) 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

(3) 出願

ア 出願は、県立学校(栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園及び高等学校)を通じて1校とする。

イ 出願に要する書類

(ア) 入学願書

(イ) 受検票

(ウ) 障害があることを証明する書類

(エ) 栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園志願理由書

(オ) 調査書(中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了した後5年以上を経過した場合にあっては、志願理由書)

ウ 出願の手続

(ア) 出願に要する書類の提出期間は、平成31(2019)年1月31日(木)及び同年2月1日(金)とする。

(イ) 志願者は、イの(ア)~(エ)の書類を在学又は出身の中学校、義務教育学校、中等教育学校又はこれらに準ずる学校の校長(以下「中学校等の校長」という。)に提出し、中学校等の校長は、提出されたものにイの(オ)の書類を添えて、栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園の校長に提出するものとする。

(ウ) 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了した後5年以上を経過した志願者は、志願者本人がイの書類を栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園の校長に直接提出するものとする。

(4) 学力検査等

ア 学力検査

学力検査は、国語及び数学について行う。

イ 作業能力検査

ウ 面接

(5) 学力検査等の期日及び会場

学力検査等の期日は、平成31 (2019) 年 2 月 7 日 (木) とし、会場は、栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園とする。

(6) 入学者の選抜

入学者の選抜は、中学校等の校長から送付された調査書その他必要な書類、学力検査の成績、作業能力検査の結果、面接の結果等を資料として行うものとする。

(7) 合格者の発表

合格者の発表日は、平成31 (2019) 年 2 月 14 日 (木) とする。

2 特別支援学校の高等部(栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園及び盲学校の高等部専攻科を除く。)

(1) 入学志願資格

特別支援学校の高等部に入学を志願することのできる者は、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3の表に掲げる程度の者のうち、原則として保護者とともに県内に居住する者であって、次のいずれかに該当する者とする。

ア 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

イ 平成31 (2019) 年 3 月 31 日までに中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当し、又は平成31 (2019) 年 3 月 31 日までに該当する見込みの者

(1) 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

(2) 出願

ア 出願は、県立学校(特別支援学校及び高等学校)を通じて1校とする。

イ 出願に要する書類

(ア) 入学願書

(イ) 受検票

(ウ) 障害があることを証明する書類

(エ) 調査書(中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了した後5年以上を経過した場合にあっては、志願理由書)

ウ 出願の手続

(ア) 出願に要する書類の提出期間は、平成31 (2019) 年 2 月 20 日 (水) 及び同月 21 日 (木) とする。

(イ) 志願者は、イの(ア)~(ウ)の書類を中学校等の校長に提出し、中学校等の校長は、提出されたものにイの(エ)の書類を添えて、志願先の特別支援学校の校長に提出するものとする。

(ウ) 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了した後5年以上を経過した志願者は、志願者本人がイの書類を志願先の特別支援学校の校長に直接提出するものとする。

(4) 学力検査等

ア 学力検査

(ア) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の学力検査は、国語、社会、数学、理科及び外国語(英語)について行う。

(イ) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の学力検査は、国語及び数学について行う。

イ その他必要な検査

ウ 面接

エ 志願先の特別支援学校の校長は、特別な事情があると認めたときは、学力検査その他必要な検査及び面接の一部を免除することができる。

(5) 学力検査等の期日及び会場

学力検査等の期日は、平成31 (2019) 年 3 月 6 日 (水) とし、会場は、志願先の特別支援学校とす

る。

(6) 入学者の選抜

入学者の選抜は、中学校等の校長から送付された調査書その他必要な書類、学力検査の成績その他必要な検査の結果、面接の結果等を資料として行うものとする。

(7) 合格者の発表

合格者の発表日は、平成31(2019)年3月12日(火)とする。

(8) 入学者選抜を受検できなかった者に対する特別措置

特別の事情により受検できなかった者の入学者選抜については、別に取り扱うものとする。

3 盲学校の高等部専攻科

(1) 入学志願資格

盲学校の高等部専攻科に入学を志願することのできる者は、学校教育法施行令第22条の3の表に掲げる障害の程度の視覚障害者のうち、原則として保護者とともに県内に居住する者であって、次のいずれかに該当する者とする。

ア 平成31(2019)年3月31日までに高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校(以下「高等学校等」という。)を卒業し、又は卒業する見込みの者

イ 学校教育法施行規則第150条各号のいずれかに該当し、又は平成31(2019)年3月31日までに該当する見込みの者

(2) 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

(3) 出願

ア 出願に要する書類

(ア) 入学願書

(イ) 受検票

(ウ) 障害があることを証明する書類

(エ) 調査書(高等学校等を卒業した後5年以上を経過した場合にあっては、志願理由書)

イ 出願の手続

(ア) 出願に要する書類の提出期間は、平成31(2019)年2月20日(水)及び同月21日(木)とする。

(イ) 志願者は、アの(ア)~(ウ)の書類を在学又は出身の高等学校等の校長に提出し、高等学校等の校長は、提出されたものにアの(エ)の書類を添えて、盲学校の校長に提出するものとする。ただし、高等学校等を卒業した後5年以上を経過した志願者は、志願者本人がアの書類を盲学校の校長に直接提出するものとする。

(4) 学力検査等

ア 学力検査

学力検査は、国語、社会、数学、理科及び外国語(英語)について行う。

イ その他必要な検査

ウ 面接

(5) 学力検査等の期日及び会場

学力検査等の期日は、平成31(2019)年3月6日(水)とし、会場は、盲学校とする。

(6) 入学者の選抜

入学者の選抜は、高等学校等の校長から送付された調査書その他必要な書類、学力検査の成績その他必要な検査の結果、面接の結果等を資料として行うものとする。

(7) 合格者の発表

合格者の発表日は、平成31(2019)年3月12日(火)とする。

(8) 入学者選抜を受検できなかった者に対する特別措置

特別の事情により受検できなかった者の入学者選抜については、別に取り扱うものとする。

第2 幼稚部の入学者選抜について

1 入学志願資格

盲学校又は聾^{ろう}学校の幼稚部に入学を志願することのできる者は、学校教育法施行令第22条の3の表に掲げる障害の程度の視覚障害者又は聴覚障害者のうち、原則として保護者とともに県内に居住する者であつて、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 盲学校においては、平成25 (2013) 年 4 月 2 日から平成27 (2015) 年 4 月 1 日までに生まれた幼児
- (2) 聾学校においては、平成25 (2013) 年 4 月 2 日から平成28 (2016) 年 4 月 1 日までに生まれた幼児

2 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

3 出願

(1) 出願に要する書類

- ア 入学願書
- イ 受検票
- ウ 障害があることを証明する書類

(2) 出願の手續

- ア 出願に要する書類の提出期間は、平成31 (2019) 年 2 月 20 日 (水) 及び同月 21 日 (木) とする。
- イ 保護者は(1)の書類を志願先の盲学校又は聾学校の校長に直接提出するものとする。

4 面接等

- (1) 面接
- (2) 必要な検査

5 面接等の期日及び会場

面接等の期日は、平成31 (2019) 年 3 月 6 日 (水) とし、会場は、志願先の盲学校又は聾学校とする。

6 入学者の選抜

入学者の選抜は、面接及び必要な検査の結果等を資料として行うものとする。

7 合格者の発表

合格者の発表日は、平成31 (2019) 年 3 月 12 日 (火) とする。

8 入学者選抜を受検できなかった者に対する特別措置

特別の事情により受検できなかった者の入学者選抜については、別に取り扱うものとする。

(特別支援教育室)